

本市の財政状況について

目次

1 これまでの財政状況

(1) 一般会計予算(歳入)

- ① 平成元年度～28年度の歳入予算総額の推移
- ② 平成元年度～28年度の市税収入の推移
- ③ 主な税目別内訳の他都市比較

(2) 一般会計予算(歳出)

- ① 平成元年度～28年度の歳出総額の推移(性質別)
- ② 平成元年度～28年度の施設等整備費と扶助費の推移
- ③ 平成元年度～28年度の義務的経費の構成比
- ④ 主な政令指定都市における義務的経費の割合

(3) 主な財政指標

- ① 経常収支比率
- ② 健全化判断比率

2 これまでの財政健全化の取組

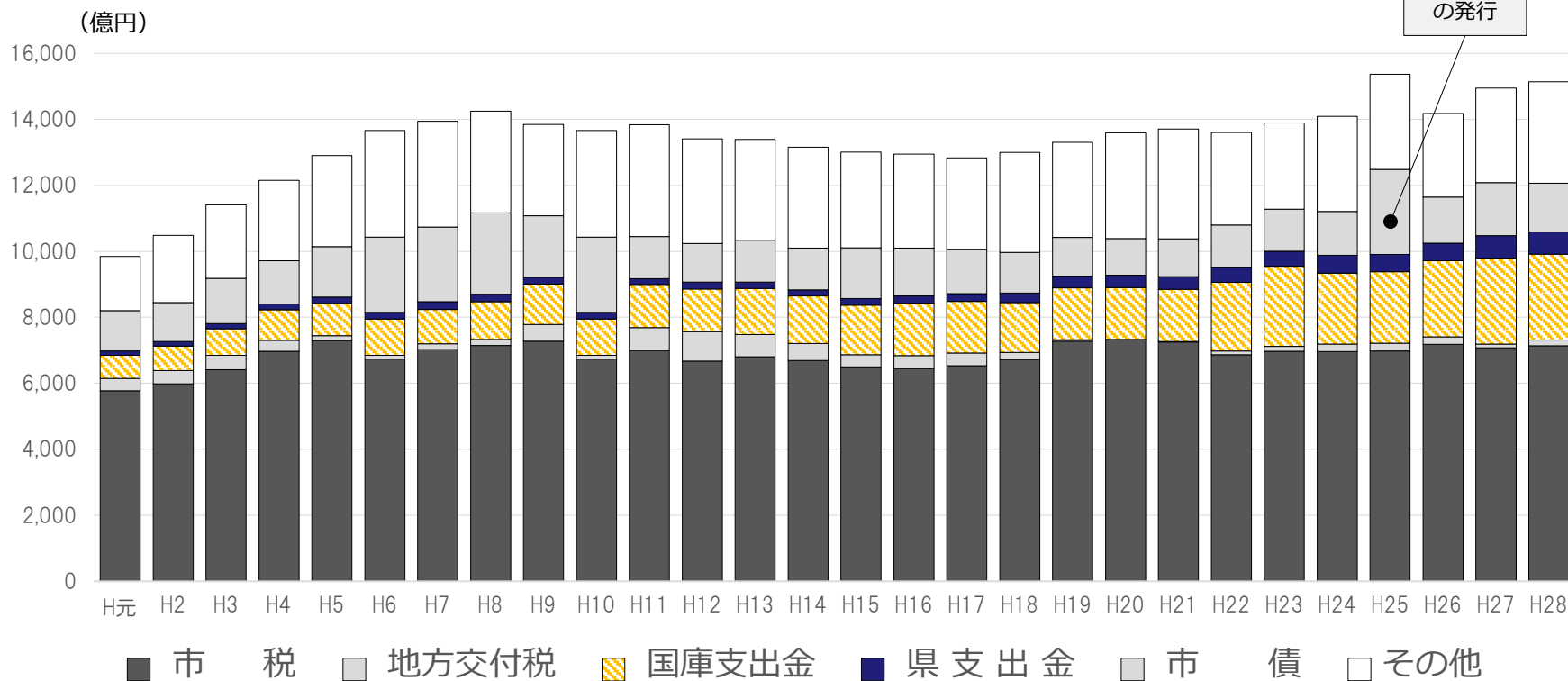
- (1) 平成9年度～14年度の取組
- (2) 平成15年度～18年度の取組
(中期財政ビジョン)
- (3) 平成18年度～22年度の取組(中期計画)
- (4) 平成22年度～25年度の取組
(中期4か年計画2010～2013)
- (5) 横浜市将来にわたる責任ある
財政運営の推進に関する条例
- (6) 中期4か年計画における目標及び取組
(中期4か年計画2014～2017)

3 地方税財源の充実にに向けた要望と成果

1 これまでの財政状況 (1) - ① 歳入予算総額の推移

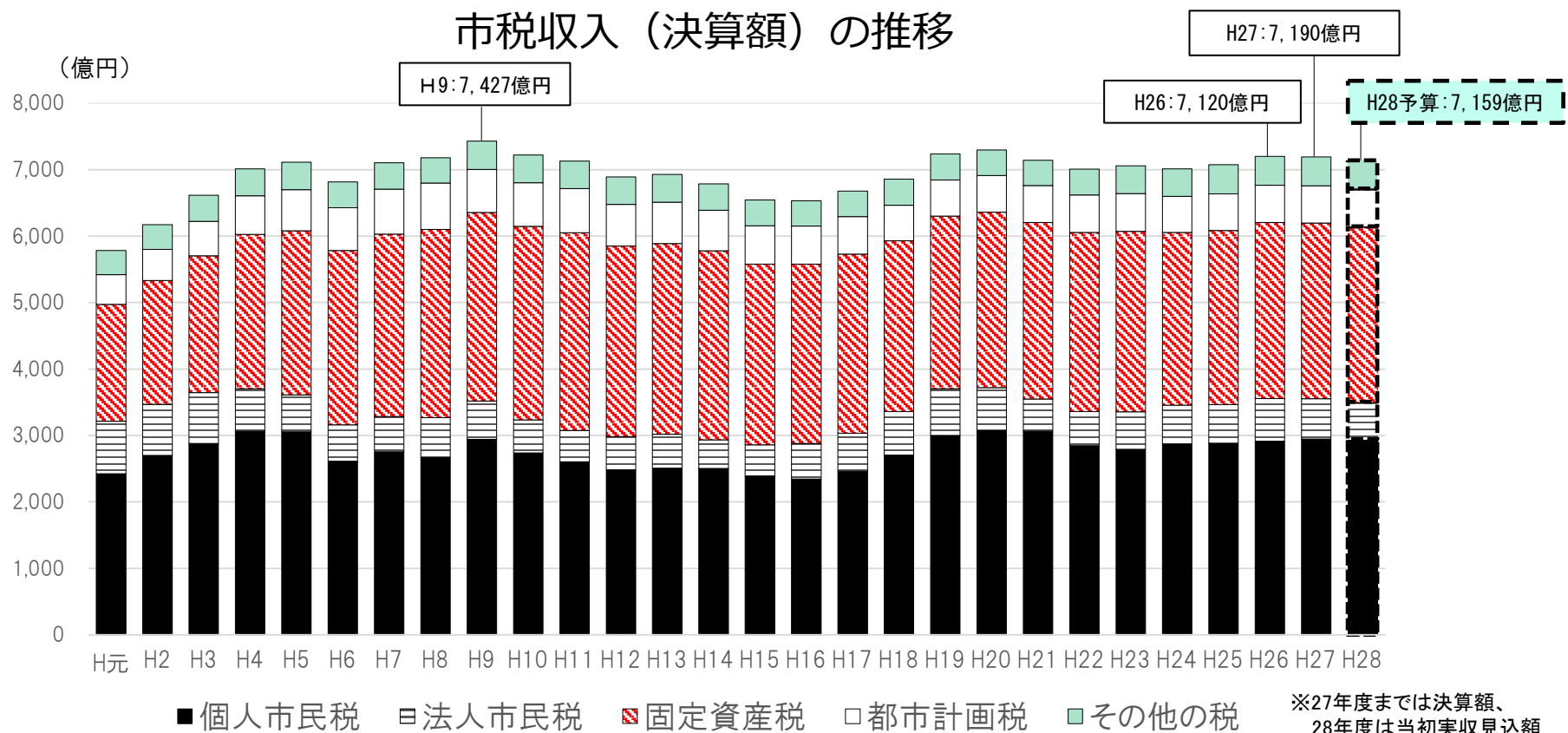
- ◆ 平成元年度 一般会計歳入総額 9,846億円
- ◆ 平成28年度 一般会計歳入総額 1兆5,143億円 (約1.5倍)

歳入予算総額の推移



② 市税収入の推移

- ◆ 本市の市税収入の特徴…市税に占める個人市民税、固定資産税、都市計画税の割合が大きい
景気の変動に左右されにくい税収構造
- ◆ 安定的に推移しているが、近年の市税収入は伸び悩みの状況

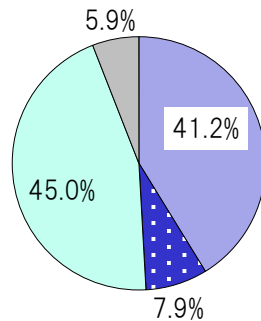


③ 主な税目別内訳の他都市比較

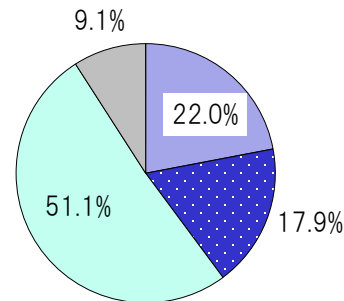
- ◆ 横浜市 : 個人市民税41.2%、法人市民税7.9%
- ◆ 大阪市 : 個人市民税22.0%、法人市民税17.9%
- ◆ 名古屋市 : 個人市民税31.3%、法人市民税12.8%

主な政令指定都市の税目別内訳 (28年度予算)
(括弧内は当初予算ベースの市税収入)

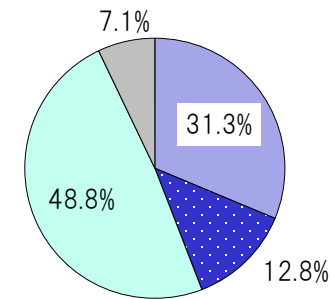
横浜市 (7,139億円)



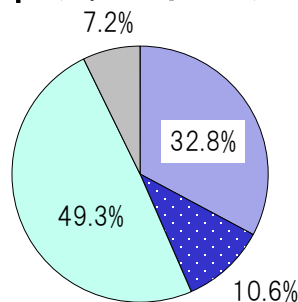
大阪市 (6,481億円)



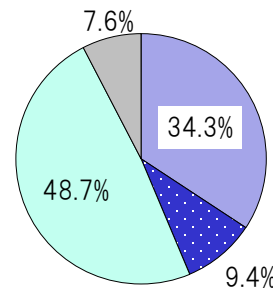
名古屋市 (5,065億円)



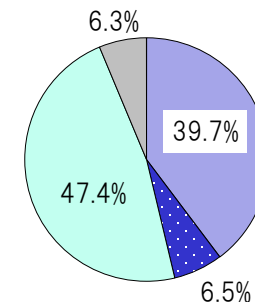
京都市 (2,538億円)



神戸市 (2,715億円)



川崎市 (3,015億円)

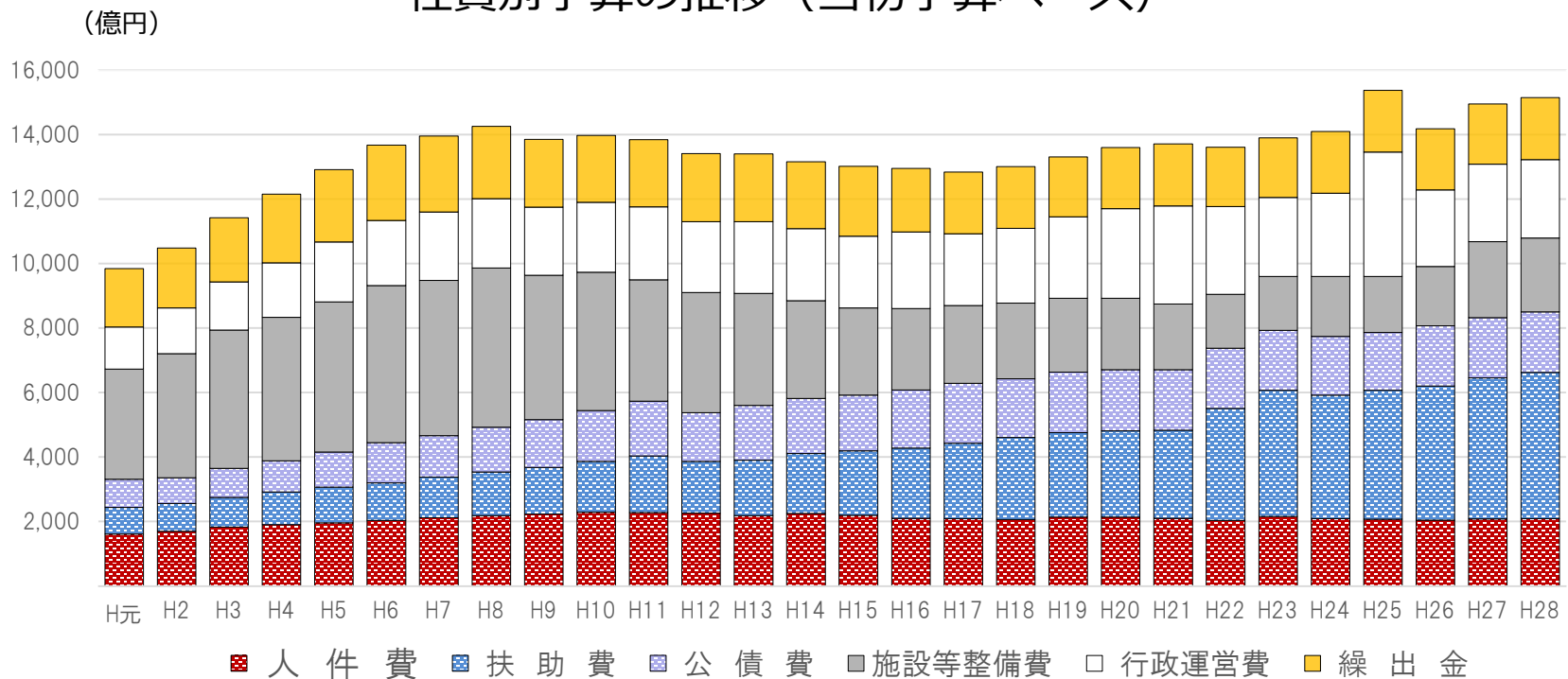


個人市民税
 法人市民税
 固定資産税・都市計画税
 その他

1 これまでの財政状況 (2)-① 歳出総額の推移 (性質別)

- ◆ 平成元年度 一般会計歳出総額 9,846億円
- ◆ 平成28年度 一般会計歳出総額 1兆5,143億円 (約1.5倍)

性質別予算の推移 (当初予算ベース)



※当初予算ベース、但しH2、6、10、14年度は現計予算ベース

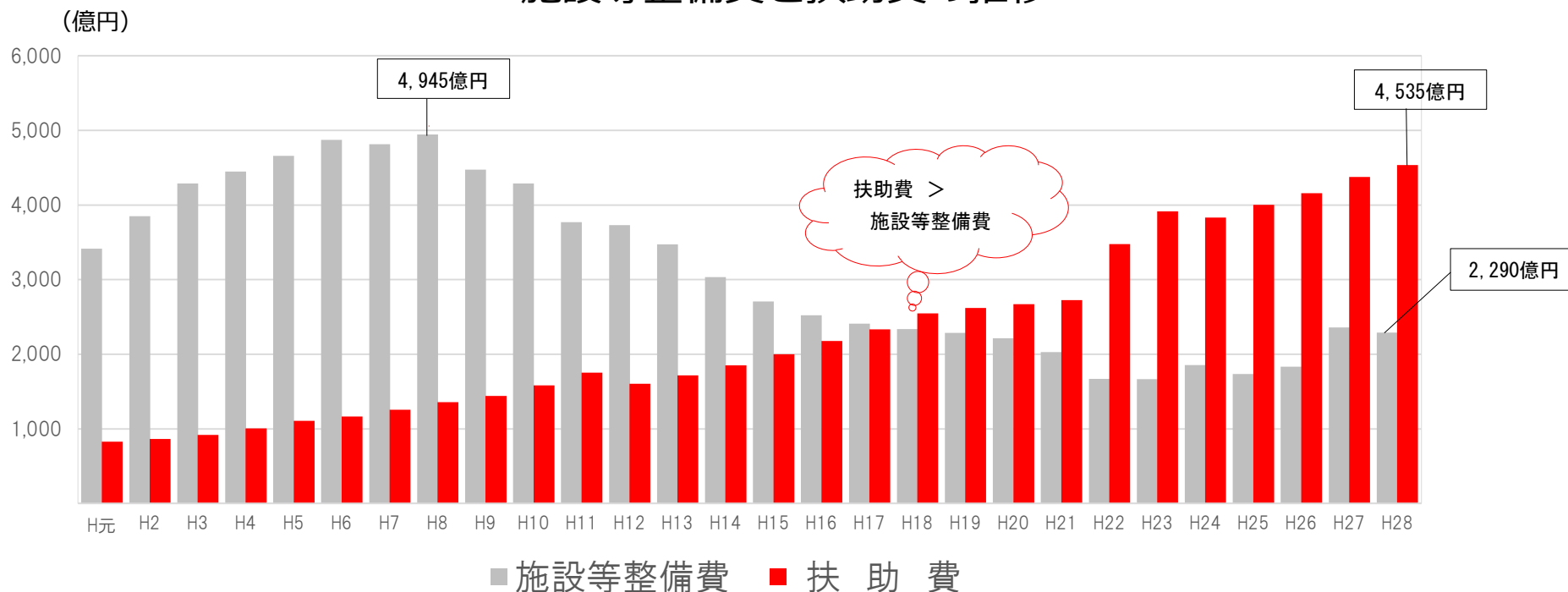
- ・ 扶助費…児童手当、生活保護、保育所・幼稚園などの運営、医療費の援助等の費用
- ・ 施設等整備費…市民利用施設・道路・公園などの整備や公共施設の修繕費用、がけ地対策などに必要な費用
- ・ 行政運営費：動物園、ケアプラザ等の指定管理費、中小企業への融資のほか、行政の運営などに必要な費用
- ・ 繰出金…国民健康保険事業費会計、介護保険事業費会計などの特別会計への繰出金

② 施設等整備費と扶助費の推移

◆ 施設等整備費と扶助費の傾向

- ・ 施設等整備費は、ピークが平成8年度の4,945億円、28年度は2,290億円
- ・ 扶助費は、平成18年度に施設等整備費を超え、28年度は4,535億円（歳出総額の約3割を占める）

施設等整備費と扶助費の推移



③ 義務的経費の構成比

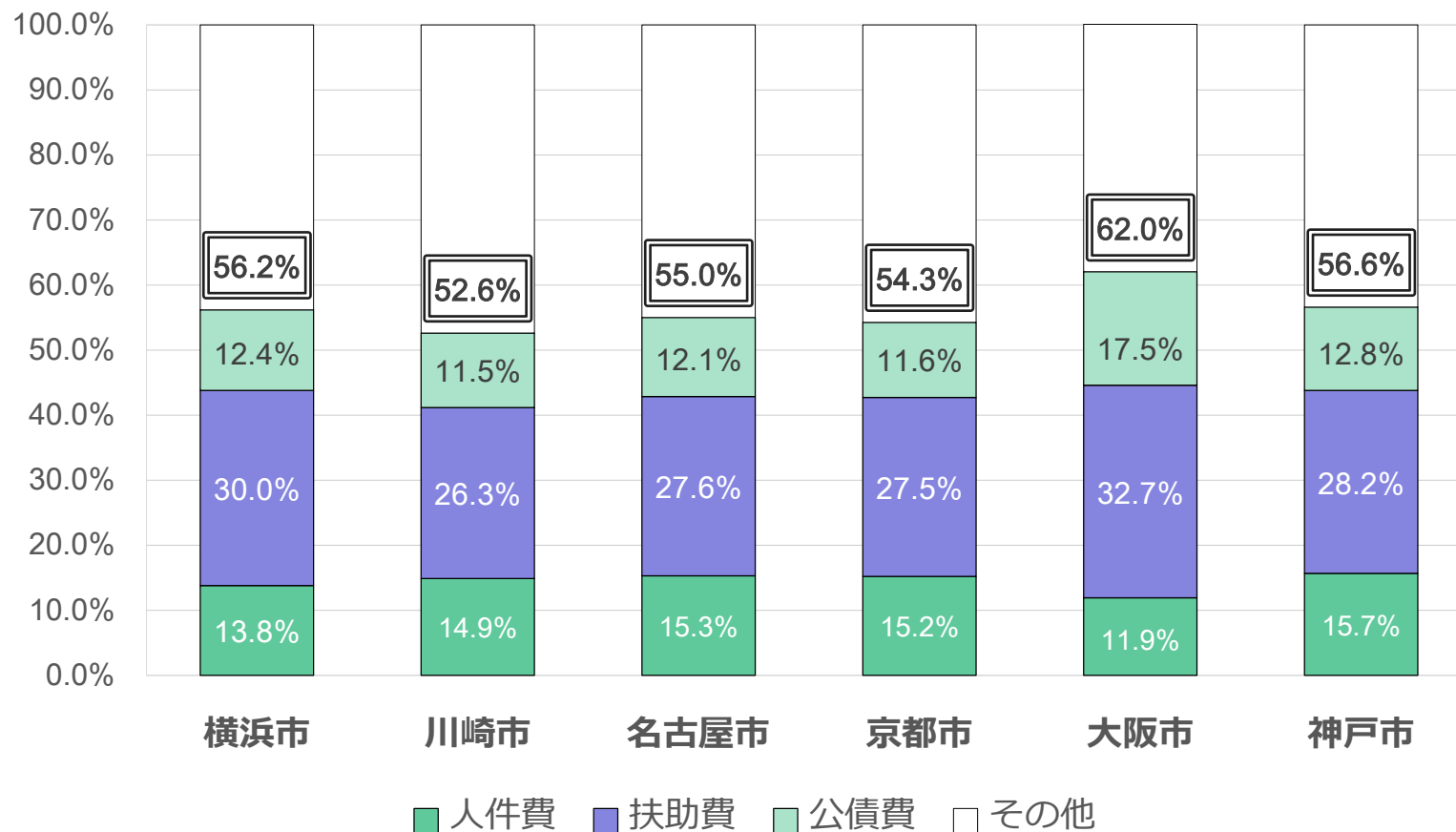
- ◆ 義務的経費の増加：平成元年度 33.6%
平成28年度 56.2%

(単位：億円)

項目	H元	構成比	H28	構成比
義務的経費	3,310	(33.6%)	8,503	(56.2%)
人件費	1,612	(16.4%)	2,091	(13.8%)
扶助費	827	(8.4%)	4,535	(30.0%)
公債費	870	(8.8%)	1,877	(12.4%)
施設等整備費	3,413	(34.7%)	2,290	(15.1%)
行政運営費	1,311	(13.3%)	2,426	(16.0%)
繰出金	1,812	(18.4%)	1,925	(12.7%)
歳出合計	9,846	(100.0%)	15,143	(100.0%)

④ 主な政令指定都市における義務的経費の割合

◆ 大阪市の62%をはじめ、主な政令指定都市は概ね50%を超えている状況（28年度予算）



1 これまでの財政状況 (3)-① 経常収支比率

経常収支比率…市税収入や地方交付税等の毎年度経常的に歳入される経常一般財源等に占める、市が毎年、固定的に支出する経常的な経費（※）に充当する割合

※人件費、扶助費、公債費など毎年経常的に支出する経費

- ◆ 主な政令指定都市の経常収支比率は90%台後半の状況

主な政令指定都市における経常収支比率（26年度決算）

横浜市	川崎市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市
97.4%	99.7%	99.3%	99.8%	98.8%	96.3%

② 健全化判断比率

- ◆ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく本市と他都市における健全化判断比率（26年度決算）

（単位：％）

	実質公債費比率	将来負担比率
横浜市	16.9	182.5
川崎市	8.2	115.3
名古屋市	13.0	153.9
京都市	15.0	228.9
大阪市	9.3	141.8
神戸市	8.7	86.1

◆実質公債費比率

地方公共団体の地方債の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{地方債の返済額}}{\text{標準財政規模}}$$

◆将来負担比率

地方公共団体の抱える地方債などの大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で示したものの

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{地方債の大きさ(残高)}}{\text{標準財政規模}}$$

※早期健全化基準

財政状況が悪化した状況で自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準
（早期健全化計画の策定、起債には国の許可が必要）

※財政再生基準

財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な場合において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準
（財政再建計画の策定が必要、原則として起債はできない）

【参考】国の定める健全化判断比率

早期健全化基準	25	400
財政再生基準	35	

※26年度決算において財政再生基準以上の団体は1団体（夕張市）、財政健全化団体はなし

2 これまでの財政健全化の取組(1)平成9年度～14年度の取組

市債発行の管理

◆平成6年度～8年度：市債発行ピーク

- ・約1,800～2,000億円発行、**都市基盤整備等の充実**
- ・歳入予算に占める市債の割合（市債依存度）の上昇

◆平成9年度

⇒一般会計の市債発行額（※）を対前年度▲12%減
（に抑制）

※ 減税補てん債、臨時税収補てん債、臨時財政対策債を除いた数値

◆市民利用施設

（地区センター、区スポーツセンター等）

◆福祉施設

（特別養護老人ホーム、老人福祉センター、地域ケアプラザ）

◆市営住宅、小学校

◆下水道の整備（平成8年度 普及率98%）

◆横浜国際総合競技場（平成9年竣工）

◆鶴見工場（平成7年竣工）

◆横浜国際プール（平成8年着工、平成10年竣工）

など

【一般会計市債計上額等の推移】

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
市債計上額	1,526	1,773	1,840	1,952	1,712	1,507	1,203	1,081	950	702
対前年12%とした場合の市債発行可能額					1,718	1,507	1,326	1,167	950	836
市債依存度	11.8%	13.0%	13.2%	13.7%	12.4%	10.8%	8.7%	8.1%	7.1%	5.3%

市債発行の抑制スタート

※一般会計当初予算の数値（6年度、10年度は6月補正後、14年度は5月補正後の予算）

※減税補てん債、臨時税収補てん債、臨時財政対策債を除いた数値

(2) 平成15年度～18年度の取組（中期財政ビジョン）①



中期財政ビジョン（平成15年10月策定）とは・・・

持続可能な財政の確立に向けた今後の財政運営における基本的な考え方を整理、あわせて、平成18年度までの財政運営の指針及び具体的な取組を明示

基本方針

- I 成果を重視し、市民の満足度の視点に立ち、都市を経営
- II 自立した民と官の連携に基づく公共サービスの提供
- III 将来に責任を持ち、透明性の高い財政運営

5つの改革の方向性

- ①「多様な資金調達・財源調達」 ～ 財政基盤の強化 ～
- ②「公共事業の効率化」 ～ 公的ストック戦略 ～
- ③「時代の変化に対応した施策・手法への転換」 ～ 市政運営の効率化 ～
- ④「予算制度の改革」 ～ 成果重視 ～
- ⑤「市債発行のあり方」 ～ 世代間負担の公平化～

借入金残高の考え方の整理 ・ ・ ・ 市税等で償還すべき（一般会計が対応する）借入金を分類・整理

- ・ 一般会計の市債
- ・ 特別会計・公営企業会計の市債のうち、①総務省の定める基準により一般会計の負担となるべきもの（雨水処理にかかる事業など）や、②実際には料金収入等が十分に確保できず市税等で償還せざるをえないもの
- ・ 外郭団体の借入金のうち、①後年度に市が買取ることを前提に用地買収・整備を行った事業に伴う借入金、②市が元金償還助成を行うことを前提に、施設整備等を進めた事業に伴う借入金

中期財政見通し（一般会計）の公表

(2) 平成15年度～18年度の取組（中期財政ビジョン）②

市債発行の管理、横浜方式のプライマリーバランスの発信

◆目標：平成16年度から市債発行額（※）を対前年度▲8%減となるように抑制

※ 対象の市債は、一般会計の市債（臨時財政対策債をはじめとする特別な市債を含む）、特別会計、企業会計の市税等で償還する市債
(単位：億円)

		H15	H16	H17	H18	合計
一般会計	計画上の発行枠	1,583	1,456	1,340	1,233	5,612
	当初予算計上額	1,583	1,456	1,340	1,233	5,612
企業会計 特別会計	計画上の発行枠	654	602	554	509	2,319
	当初予算計上額	654	399	379	422	1,854

◆実績

- ・一般会計は計画通り市債発行額を抑制
- ・特別会計、公営企業会計は計画以上に抑制

◆目標：平成18年度までに「横浜方式のプライマリーバランス」を黒字化

(単位：億円)

横浜方式のP B	H15	H16	H17	H18
	▲459	▲339	▲39	76

◆実績

平成18年度に黒字化

<国のプライマリーバランス>

その他の歳出	その他の歳入
利払額	国債発行額
元金償還額	

<横浜方式>

その他の歳入	その他の歳入
利払額	
元金償還額	市債発行額

◆横浜方式のプライマリーバランスの考え方

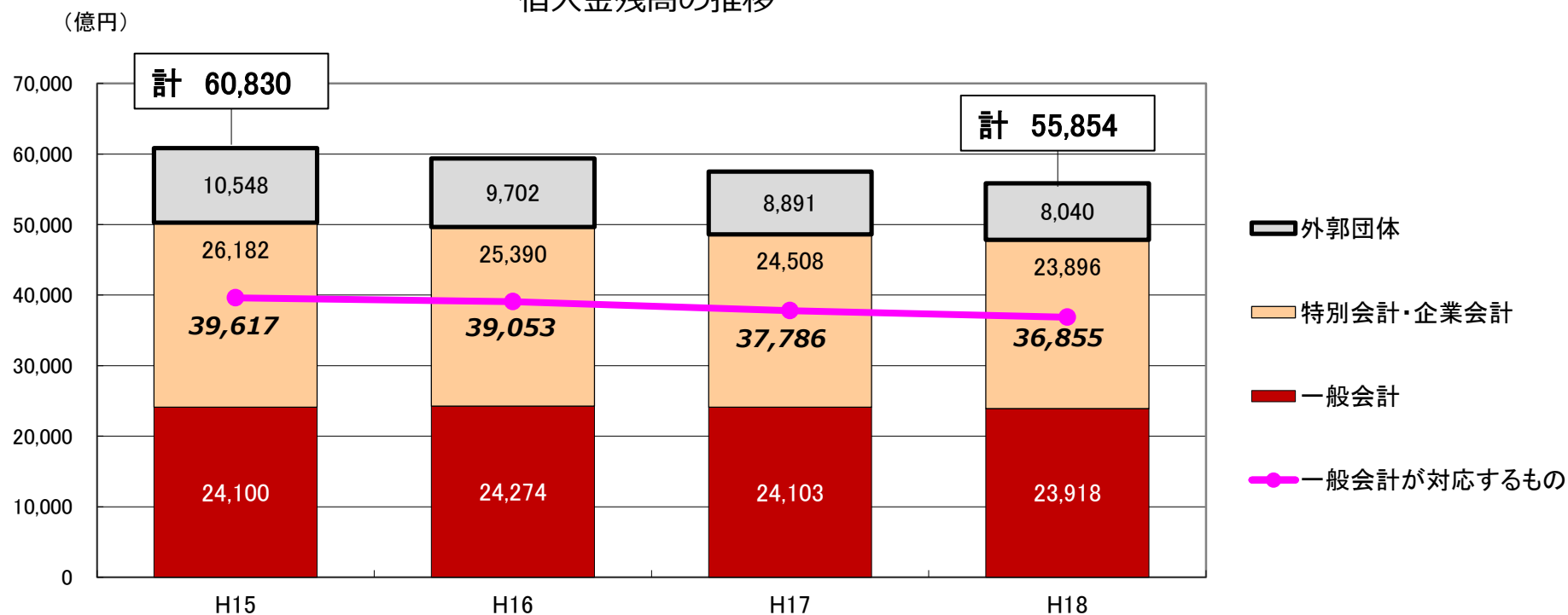
- ⇒市債発行額を元金償還額の範囲内に抑える
- ⇒市債残高を確実に減らしていくため、国よりも厳しい条件

(2) 平成15年度～18年度の取組（中期財政ビジョン）③

借入金残高の縮減

- ◆ 外郭団体を含めた市全体の借入金残高は、「中期財政ビジョン」策定以降、年々減少
- ◆ 全会計合計の市債残高は、15年度をピークに減少
- ◆ 一般会計の市債残高は16年度をピークに減少

借入金残高の推移



(2) 平成15年度～18年度の取組（中期財政ビジョン）④



市税収入等の確保（収納率の向上）

◆ 市税

18年度 目標：95.5% 実績96.6%

◆ 国民健康保険料

18年度 目標：90.0% 実績89.1%

◆ 市営住宅使用料

18年度 目標：97.5% 実績98.2%

①市税（滞納繰越分を含む）収納率の推移

	H13	H14	H15	H16	H17	H18
実績	93.5%	94.1%	94.6%	95.3%	96.2%	96.6%
目標						95.5%

②国民健康保険料（現年度分）の収納率の推移

	H13	H14	H15	H16	H17	H18
実績	88.1%	87.4%	87.8%	87.9%	88.8%	89.1%
目標						90.0%

③市営住宅使用料（現年度分）の収納率の推移

	H13	H14	H15	H16	H17	H18
実績	96.3%	96.7%	97.6%	98.1%	98.4%	98.2%
目標						97.5%

保有資産の有効活用

◆ 保有土地の処分・活用の推進

- ・保有土地の縮減、財産収入確保
多様な手法による活用の促進や、民間への売却
- ・保有コスト削減
当面活用が見込まれない用地の暫定利用促進

◆ 横浜市土地開発公社第一次経営健全化計画（平成14年度～18年度末）

- ・全保有土地の簿価総額を4分の1以上縮減
14年度当初3,354億円⇒16年度末2,891億円に縮減
- ・保有土地の時価公表

平成14年3月31日 時点	簿価	時価
	3,354億円	2,096億円

(3) 平成18年度～22年度の取組（中期計画）①

市債発行の管理

- ◆計画：19年度以降の発行合計額は、対前年度▲5%を続けた場合の範囲とし、各年度の予算で、事業進捗に応じて活用（計画期間を通じた管理）

（単位：億円）

		H18	H19	H20	H21	H22
一般会計	対前年度5%を続けた場合の基準額	1,233	1,171	1,113	1,057	1,004
	計画額	1,233	4,345			
市税等で償還する特別会計・ 企業会計の市債	対前年度5%を続けた場合の基準額	509	484	460	437	415
	計画額	422	1,883			

計画策定後の20年秋以降、リーマンショックによる世界的な景気低迷の影響により、市税収入が大幅に減少するなど、厳しい財政状況へ

- ⇒・21年度当初予算から、発行抑制目標を、会計ごとではなく、市全体で捉え直し
特別会計・企業会計の市債発行の活用減少分を、一般会計の発行額に上乗せし、活用

◆実績

（単位：億円）

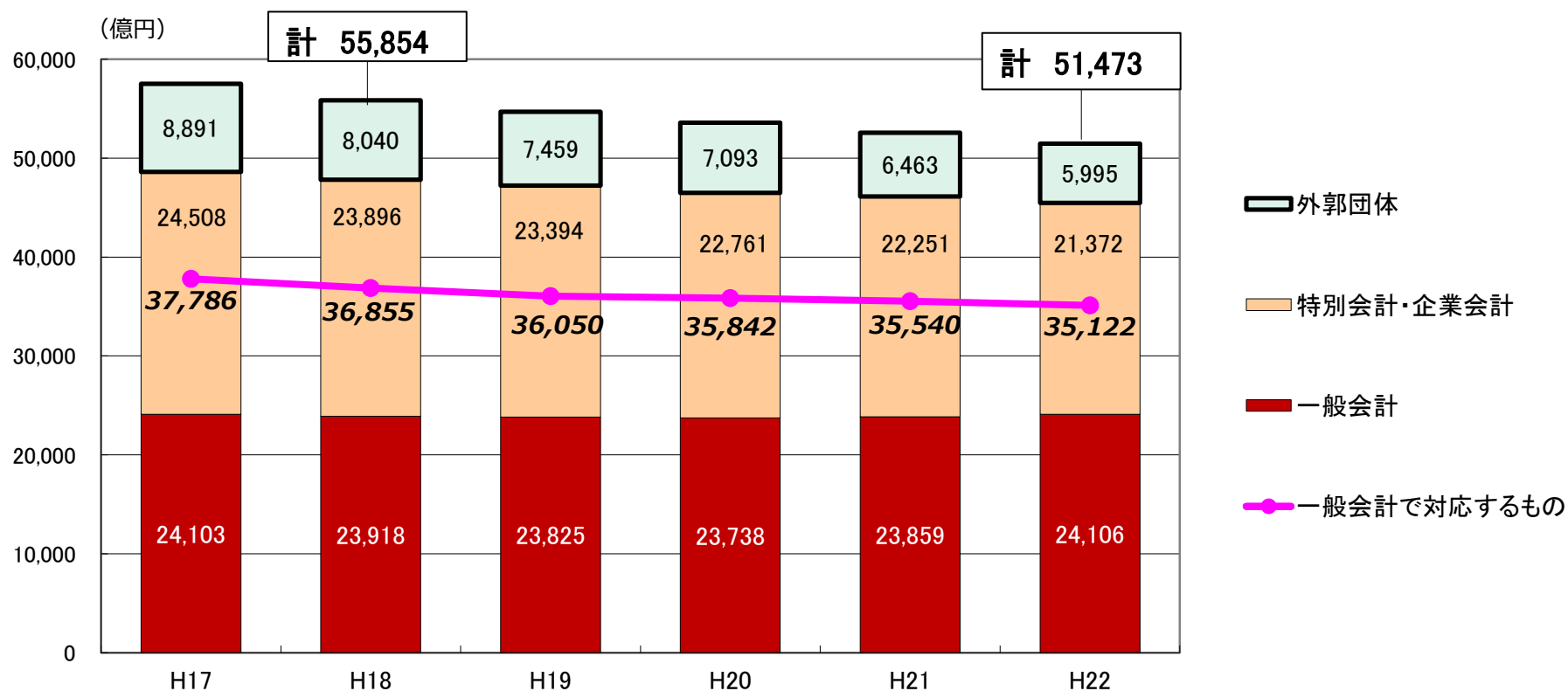
		H19	H20	H21	H22	19-22
一般会計	計画額	4,345				計画との差 479
	活用額	1,104	1,159	1,279	1,282	
市税等で償還する特別会計・ 企業会計の市債	計画額	1,883				計画との差 ▲475
	活用額	400	445	375	188	

(3) 平成18年度～22年度の取組（中期計画）②

借入金残高の縮減

- ◆ 外郭団体も含めた市全体の借入金残高は、年々減少
- ◆ 一般会計の市債残高も年々減少していたが、リーマンショックに伴う景気悪化による大幅な税収減の影響を受け、21年度から再び増加

借入金残高の推移



(3) 平成18年度～22年度の取組（中期計画）③

市税収入等の確保（収納率の向上）

◆ 市税

22年度 目標：97.6% 実績97.5%

◆ 国民健康保険料

22年度 目標：90.0% 実績87.5%

◆ 市営住宅使用料

22年度 目標：92.5% 実績93.1%

①市税（滞納繰越分を含む）収納率の推移

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
実績	96.2%	96.6%	96.9%	97.0%	97.1%	97.5%
目標						97.6%

②国民健康保険料（現年度分）の収納率の推移

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
実績	88.8%	89.1%	89.4%	87.3%	87.4%	87.5%
目標						90.0%

③市営住宅使用料（滞納繰越分を含む）の収納率の推移

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
実績	91.5%	91.7%	91.9%	91.8%	92.5%	93.1%
目標						92.5%

保有資産の有効活用

◆ 先行取得用地の保有面積

22年度 目標：195ヘクタールに縮減

(H17対比▲25%)

実績：184.4ヘクタール

先行取得用地の縮減

(単位：ヘクタール)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
実績	258.8	233.5	217.3	207.6	196.6	184.4
目標						約195

◆ 横浜市土地開発公社第二次経営健全化計画

(平成17年度～21年度末)

- ・第一次経営健全化計画に引き続き、簿価を着実に縮減
17年度当初2,891億円 ⇒ 21年度末1,823億円

(4) 平成22年度～25年度の取組（中期4か年計画2010～2013）①

借入金残高の縮減

- ◆目標：一般会計の市債残高及び市（一般会計）が対応する特別会計・企業会計、外郭団体の借入金残高の合計額を25年度末に3兆4,000億円以下に縮減

達成指標	指標	直近の現状値	目標値(25年度)	所管局
①	市（一般会計）が対応する借入金の残高	3兆5,540億円 (21年度末)	3兆4,000億円 以下	財政局

市債発行の管理

一般会計における市債の発行抑制の考え方

- ◆22年度～23年度：市税収入が大幅に減少する中、市民生活を守るため、市債の発行額を増加
- ◆24年度：市税等の一般財源収入の回復が期待できるため、市債の発行額を前年度より抑制
→ 24年度以降は、対前年度▲5%減の発行額
- ◆25年度：景気悪化による税減収の影響が起き始めた21年度当初予算計上額（1,147億円）と同程度を発行
このほか、土地開発公社の廃止に向け、第三セクター等改革推進債を発行

【市債発行の考え方】

（単位：億円）

	21年度 予算	22年度 予算	23年度	24年度	25年度
市債発行の考え方	1,147	1,274	1,280	1,210	(2,450) 1,150

※ 上段かっこ書きは、第三セクター等改革推進債分を含む発行額

(4) 平成22年度～25年度の取組み（中期4か年計画2010～2013）②

借入金残高の縮減

◆実績：一般会計が対応する借入金残高は3兆3,382億円に縮減

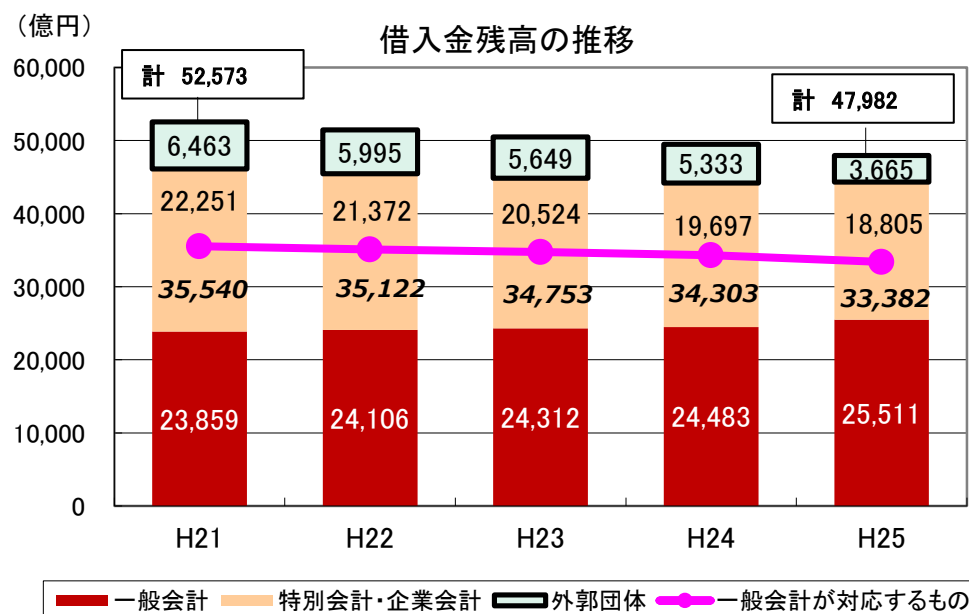
市債発行の管理

◆実績：・横浜方式のプライマリーバランスは各年度、黒字を維持

- ・24年度以降の予算では、震災対策以外のための市債発行額を対前年度▲5%減の考え方を基本に、震災対策を実施するために必要な市債を上乗せ

〔 24年度予算：1,327億円（1,210億円（▲5%減）+117億円）
25年度予算：1,191億円（1,035億円（▲5%減）+156億円） 〕

- ・このほか、25年度は、横浜市土地開発公社の解散のため、第三セクター等改革推進債1,372億円を発行



横浜方式のプライマリーバランス

（単位：億円）

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
236	127	134	57	121

※ 25年度は、第三セクター等改革推進債分は含まない

(4) 平成22年度～25年度の取組（中期4か年計画2010～2013）③

市税収入等の確保（収納率の向上）

◆市民負担の公平性と財源確保の観点から、全庁的な取組方針等に基づく、適正な債権管理を行い、未収債権の収納率の一層の向上等により、財政基盤の強化を図る。

◆ 滞納額

25年度 目標：500億円未満 実績：467億円

【滞納額（一般会計・特別会計合計）】（単位：億円）

	H21	H22	H23	H24	H25
実績	537	522	509	488	467
目標					500未満

◆ 市税収納率

25年度 目標：97.3% 実績：98.5%

①【市税収納率の推移】

	H21	H22	H23	H24	H25
実績	97.1%	97.5%	97.9%	98.2%	98.5%
目標					97.3%

◆ 国民健康保険料収納率

25年度 目標：76.0% 実績：78.6%

②【国民健康保険料収納率の推移】

	H21	H22	H23	H24	H25
実績	71.0%	71.2%	74.0%	75.5%	78.6%
目標					76.0%

◆ 市営住宅使用料収納率

25年度 目標：92.5% 実績：94.9%

③【市営住宅使用料収納率の推移】

	H21	H22	H23	H24	H25
実績	92.5%	93.1%	93.7%	94.3%	94.9%
目標					92.5%

(4) 平成22年度～25年度の取組（中期4か年計画2010～2013）④



保有資産の有効活用

◆横浜市土地開発公社の廃止（26年3月解散、26年6月清算）

- ・本市等による保有土地の計画的な買取りによる外部借入金の削減
21年度末1,646億円 ⇒ 25年度1,386億円（▲260億円）
- ・第三セクター等改革推進債（発行額1,372億円）を活用した、解散手続きの実施

◆全庁的な資産の把握と情報の共有化

「資産活用基本方針」（平成22年3月策定）に基づき、資産のたな卸し等を実施。土地等の的確な保有状況把握

一般会計・特別会計・資産活用推進基金を対象に実施し、道路・河川、企業会計にも着手
⇒ 活用可能と考えられる資産は、庁内利用や売却・貸付け等の有効活用に向けて検討し、順次実施

◆行政財産の余裕部分等の活用

公募前に民間事業者との対話を取り入れ、適切に市場ニーズを把握しながら地域課題の解決を図る

「公民連携による課題解決型公募モデル事業」

- ・戸塚区吉田町土地（23年度公募、26年4月供用開始）
分譲集合住宅、認可保育所、学童保育スペース及びコミュニティスペース

「サウンディング型市場調査」

- ・新たなMICE施設整備（みなとみらい21地区20街区）に向けた調査（25年度）

(5) 横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例

- ◆提案理由：市の財政運営に関する基本原則、市長、議会及び市民の責務、その他財政運営に必要な事項を定めることにより、市民の受益と負担の均衡を図りつつ、必要な施策の推進と財政の健全性の維持との両立を図り、もって将来にわたる責任ある財政運営の推進に資するため、横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例を提案
- ◆健全化の目標や取組を定めるよう義務付けた、全国で初の議員提案条例（26年6月に制定）

【条文抜粋】

(財政運営の基本原則)

第2条 市の財政運営は、前条の目的を達成するため、次に掲げる基本原則により、中長期的な視点を持って進めるものとする。

- (1) 市の歳入及び歳出の不断の見直しを通じて、安定的で持続性のある財政運営を目指すとともに、社会経済情勢の著しい変動等による市の歳入の減少又は歳出の増加が市の財政及び市民生活に与える影響を軽減するように図られること。
- (2) 市の資産について、その保有の必要性を厳格に判断し、適正に管理し、及び有効に活用するとともに、将来の世代の負担に配慮した適切な水準を維持すること。
- (3) 公共サービスに係る市民の受益と負担の均衡が図られること。

(目標の設定)

第4条 市長は、第1条の目的を達成し、及び将来にわたる市民生活の安定を確保するため、横浜市議会基本条例(平成26年3月横浜市条例第16号)第13条第2号に規定する基本計画(以下「基本計画」という。)において、財政の健全性の維持のための目標を設定するものとする。

2 市長は、社会経済情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、前項の目標を変更することができる。

(取組)

第5条 市長は、前条第1項の目標の達成に資する実効性のある取組を基本計画において定めるとともに、取組の進捗状況を議会に報告するものとする。

2 市長は、社会経済情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、前項の取組を変更することができる。

(6) 中期4か年計画2014～2017における目標及び取組について①

財政運営 1 「計画的な市債活用」と「一般会計が対応する借入金残高の縮減」

【目標】

横浜の成長・発展に向けた投資を行いつつ、将来世代に過度な負担を先送りしないために、一般会計・特別会計・企業会計の市債残高や、外郭団体の借入金のうち「一般会計が対応する借入金残高」が確実に減っています。

	指標	直近の現状値	目標値 (29年度末)	所管局
1	一般会計が対応する借入金残高の縮減	3兆3,382億円 (25年度)	3兆2,000億円以下	財政局

【取組】 1 中期的な視点からの計画的な市債活用と残高管理

主な取組(抜粋)

■計画期間における一般会計の市債は、債務返済指数等をもとに6,000億円の範囲で活用します。
このうち、計画最終年度の29年度は、横浜方式のプライマリーバランスが概ね均衡する1,400億円程度を活用します。
(※29年度までの各年度の具体的な市債発行額は、市税等の歳入や施策推進の状況などを踏まえ、毎年度の予算編成で決定します。)

	26年度	27年度	28年度	29年度
一般会計の市債発行額(新規発行債)	6,000億円の範囲で活用			
	①25年度2月補正予算及び26年度当初予算:1,481億円		②27年度以降の発行額: 6,000億円-25年度2月補正予算及び26年度の市債発行額	

計画期間中の市債発行額を踏まえた主な数値等(29年度時点における数値(試算))

- ・一般会計が対応する借入金残高(3兆2,000億円以下(再掲))
- ・債務返済指数(10年台を維持)

※主な数値等は、横浜方式のプライマリーバランスも含め、毎年度、予算・決算時に公表します。
※計画公表後に地方税財政制度等の大幅な見直し等があった場合は、指数等を見直します。

2 社会経済情勢の変化等により一般会計での負担が必要となった事業への適切な対応

(6) 中期4か年計画2014～2017における目標及び取組について②

財政運営 2 「市民ニーズに迅速かつ柔軟に対応する財政運営の推進」

財政運営 2	【目標】				
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厳しい財政状況の中にあっても計画を着実に推進していくため、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、経費の縮減・財源確保が徹底されています。 ・ 公共施設の維持・保全、更新など、将来の横浜に必要な公共事業等を進めながら、市内中小企業の育成・活性化が図られています。 				
		指標	直近の現状値	目標値（29年度末）	所管局
	1	経費の縮減・財源の確保	—	収支不足の解消に向けた経費の縮減等	財政局、政策局、総務局
	【取組】				
	<ol style="list-style-type: none"> 1 不断の行財政改革による経費縮減・財源確保の徹底 2 前例にとられない新たな事業手法の検討・導入 3 公共工事の適正かつ効率的な執行 4 現場主義とトップマネジメントの視点に基づいた予算編成の実施 				

(6) 中期4か年計画2014～2017における目標及び取組について③

財政運営3 「財政基盤の強化」

財政運営3	【目標】					
	<ul style="list-style-type: none"> ・税務行政の一層適正な推進により、安定的な市税収入の確保が図られています。 ・市民負担の公平性と財源確保の観点から、未収債権の収納率の一層の向上等により、未収債権額（滞納額）のさらなる縮減が図られています。 					
		指標	直近の現状値	目標値 (29年度末)	所管局	
	1	滞納額※ (一般会計・特別会計合計)	407億円 (25年度)	370億円未満	財政局	
	2	収納率 (現年度分と滞納 繰越分の合計値)	国民健康保険料	78.6% (25年度)	84.0%	健康福祉局
			市税	98.5% (25年度)	98.6%	財政局
			介護保険料	96.0% (25年度)	96.5%	健康福祉局
保育料			94.6% (25年度)	95.8%	こども青少年局	
市営住宅使用料			94.9% (25年度)	95.3%	建築局	
※一時的かつ特殊な原因により発生しているものを除く滞納額。						
【取組】						
<ol style="list-style-type: none"> 1 公平かつ適正な税務行政の推進 2 滞納発生の未然防止 3 早期未納対策の充実 4 未収債権回収促進に向けた体制整備と仕組みづくり 						

(6) 中期4か年計画2014～2017における目標及び取組について④

財政運営 4 「公有財産の戦略的な有効活用」

【目標】

- ・本市で保有する全ての土地・建物について経営的視点に立って、資産の価値を最大限に引き出せる活用策を決定するとともに、施設の多目的利用や複合化等の将来を見据えた取組が進んでいます。一方、本市による利用の見込みのない土地等は売却・貸付等を積極的に進めることで財源確保に寄与しています。
- ・市民利用施設については、効率的な運営と受益者負担の適正化が進むとともに、時代に即した公有財産の管理の適正化が進んでいます。

	指標	直近の現状値	目標値(29年度末)	所管局
1	経営的視点に基づいた資産の有効活用	土地・建物の現状把握(25年度)	具体的活用策の決定	財政局
2	民間ノウハウ等を活用した資産活用の推進 (「事業提案型公募による売却等の資産活用」、「区局連携による売却」の件数)	36件 (22～25年度)	60件以上 (26～29年度)	財政局
3	施設の多目的利用や複合化などの将来を見据えた取組の推進	「公共建築物マネジメントの考え方」の公表(26年度)	モデル事業の実施等、推進	財政局等

- #### 【取組】
- 1 経営的視点に基づいた資産の有効活用
 - 2 民間ノウハウ等を活用した資産活用の推進
 - 3 施設の多目的利用や複合化などの将来を見据えた取組
 - 4 市民利用施設の効率的な運営と受益者負担の適正化
 - 5 公有財産の管理の適正化

(6) 中期4か年計画2014～2017における目標及び取組について⑤

財政運営5 「分かりやすい財政情報の提供」

財 政 運 営 5	【目標】									
	<ul style="list-style-type: none">・ 予算や財政を身近に感じていただくため、分かりやすい財政情報を市民や市場に提供するとともに、財務書類などを作成・公表し、財政状況を透明化しています。・ 中・長期的な財政見通しを作成・活用することで、中・長期的な視点を持った財政運営が進められています。									
	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>指標</th><th>直近の現状値</th><th>目標値（29年度末）</th><th>所管局</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>財政に関する情報提供の充実</td><td>実施</td><td>提供情報の充実</td><td>財政局</td></tr></tbody></table>		指標	直近の現状値	目標値（29年度末）	所管局	1	財政に関する情報提供の充実	実施	提供情報の充実
	指標	直近の現状値	目標値（29年度末）	所管局						
1	財政に関する情報提供の充実	実施	提供情報の充実	財政局						
【取組】	<ol style="list-style-type: none">1 広報誌・ICTを活用した情報提供の充実2 中・長期的な財政見通しの公表3 新地方公会計制度への対応									

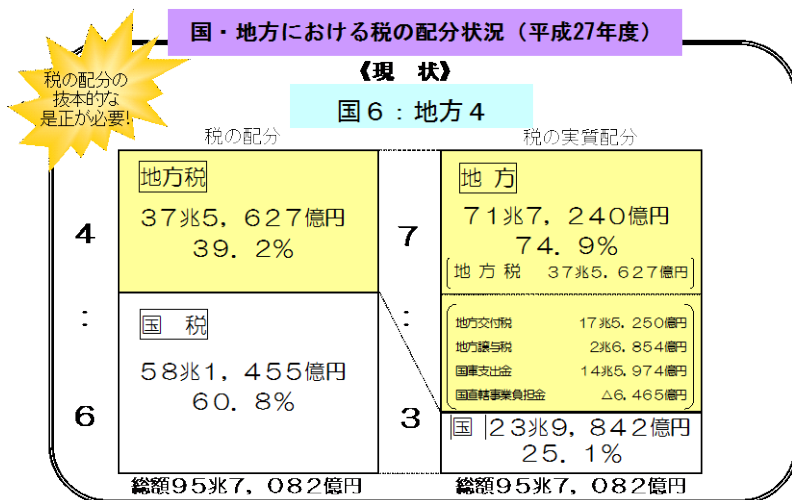
3 地方税財源の充実に向けた要望と成果

大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）

地方税財源の充実に向けた要望は、大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）の中で、行ってきました。

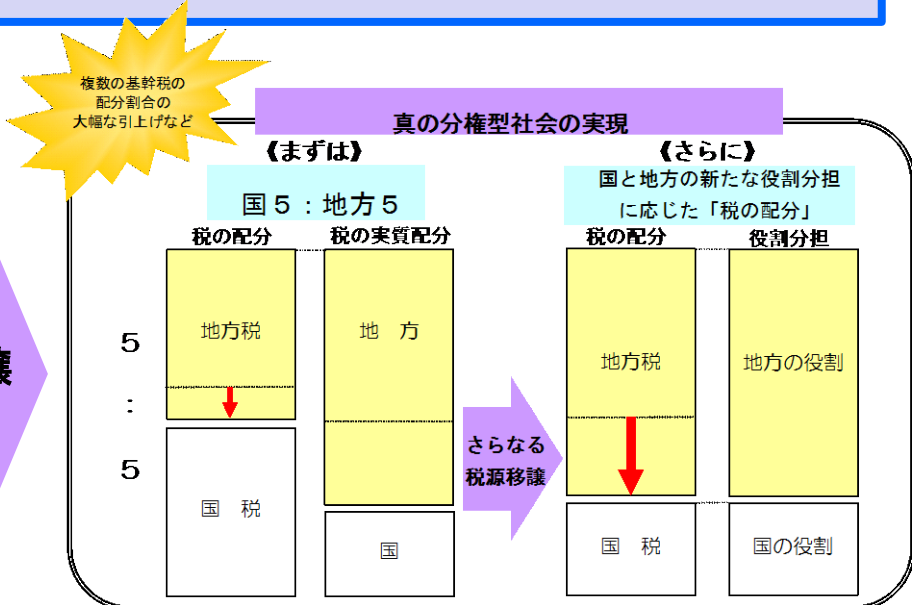
1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

真の分権型社会の実現のため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5:5とし、さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。



税の配分の抜本的な是正が必要!

税源移譲



複数の基幹税の配分割合の大幅な引上げなど

注 国の当初予算額、地方財政計画両額による数値である。

地方法人税の影響により、平成28年度には、市町村と国との税の配分格差が更に拡大する。

出典：青本（平成28年度）

3 地方税財源の充実に向けた要望と成果

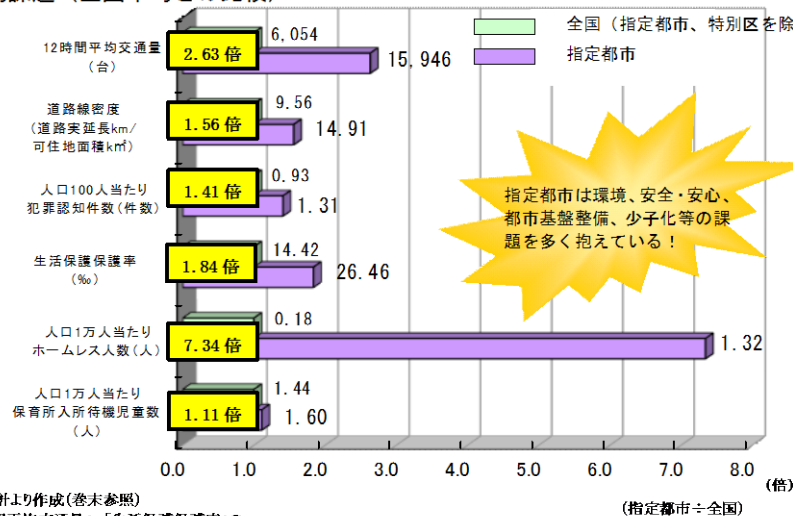
大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）

2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

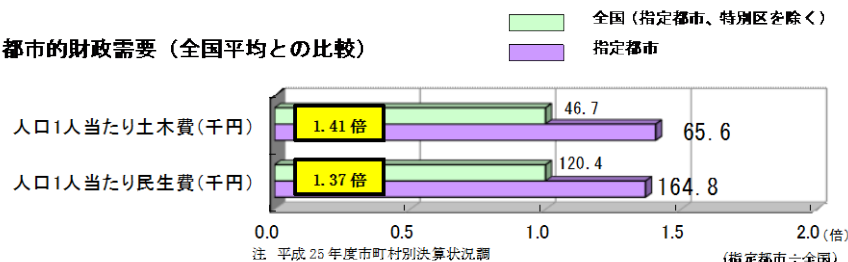
大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税、法人所得課税等の配分割合を拡充すること。

特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充すること。

都市的課題（全国平均との比較）



都市的財政需要（全国平均との比較）



注1 各種統計より作成(巻末参照)
 注2 「12時間平均交通量」、「生活保護保護率」の全国数値は特別区を含む

3 地方税財源の充実に向けた要望と成果

大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県から指定都市に移譲されている事務・権限及び新たに移譲される事務・権限について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

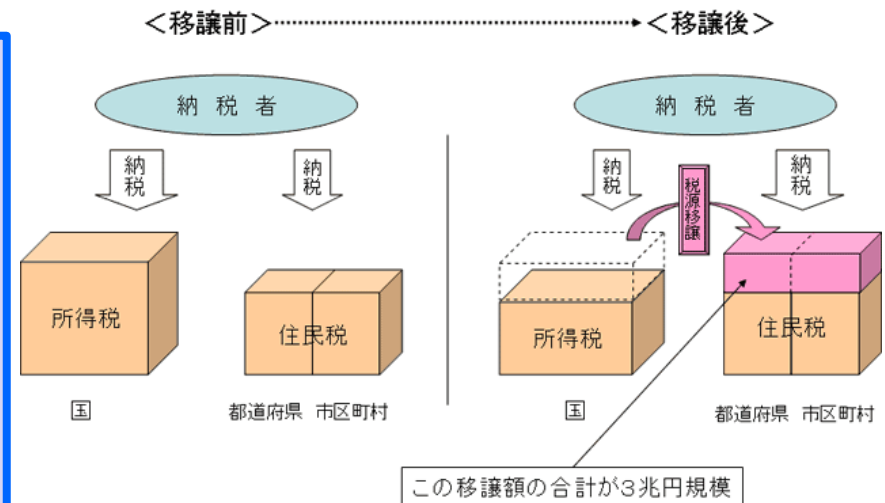


3 地方税財源の充実に向けた要望と成果

青本に対する成果

・三位一体の改革に伴う所得税（国税）から個人住民税（地方税）への税源移譲

- ・三位一体の改革については、「地方にできることは地方に」という方針の下、平成16～18年度の間、税源移譲、国庫補助負担金改革、地方交付税の見直しが行われました。
- ・そして、平成19年度に、国（所得税）から地方（個人住民税）へ、3兆円の税源が移譲されました（本市税源移譲額162億円）。



・県費負担教職員の給与負担事務及び税源の移譲

- ・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）」により、県費負担教職員の給与負担事務が道府県から指定都市に移譲されることとなりました。
- ・それに伴う財政措置として、指定都市と関係道府県で協議を重ねた結果、以下のとおり合意に至りました（平成25年11月14日）。
 - 税源移譲税目：個人住民税所得割 税率：2%
 - 財政措置として、財政中立を基本として、国が地方財政措置を検討し、適切に講じることを前提